

改 正 後	改 正 前
<p>第一 規則第44条関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 復職時調整の要領について</p> <p>一 (略)</p> <p>二 調整数は、算定期間ごとに、標準号俸数（給与法第8条第7項に規定する人事院規則で定める基準において当該職員に係る標準となる号俸数をいう。<u>以下同じ。</u>）の号数に当該算定期間における合算期間（当該算定期間の<u>全て</u>が休職等の期間である場合にあっては、調整期間）の月数を12月で除した数を乗じて得た数（当該数が当該算定期間後の最初の昇給日における昇給（規則第39条又は第40条に定めるところにより行うものを除く。）の号俸数に相当する数に達しない場合にあっては、当該昇給の号俸数に相当する数）とする。</p> <p>三～五 (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>8 平成22年改正法附則第5条第1項の規定により号俸を1号俸上位の号俸とされた職員等に係る復職時調整の特例</p> <p>一 (略)</p> <p>二 調整対象職員又はこの項の規定の適用がないものとした場合の復職時調整ができる日における号俸の号数が、平成21年1月1日から同年9月30日までの期間に係る第一の第2項第2号に規定する調整数について標準号俸数の号数及び号俸数に相当する数並びに同項第3号に規定する算定の基礎となる号数（当該号数が0となる場合を除く。）がこれらの号数及び数にそれぞれ1を加えて得た数であったものとして調整された号俸の号数を下回ることとなる職員（平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日において、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の</p>	<p>第一 規則第44条関係</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 復職時調整の要領について</p> <p>一 (同左)</p> <p>二 調整数は、算定期間ごとに、標準号俸数（給与法第8条第7項に規定する人事院規則で定める基準において当該職員に係る標準となる号俸数をいう。<u>次号において同じ。</u>）の号数に当該算定期間における合算期間（当該算定期間の<u>すべて</u>が休職等の期間である場合にあっては、調整期間）の月数を12月で除した数を乗じて得た数（当該数が当該算定期間後の最初の昇給日における昇給（規則第39条又は第40条に定めるところにより行うものを除く。）の号俸数に相当する数に達しない場合にあっては、当該昇給の号俸数に相当する数）とする。</p> <p>三～五 (同左)</p> <p>3～7 (同左)</p> <p>8 平成22年改正法附則第5条第1項の規定により号俸を1号俸上位の号俸とされた職員等に係る復職時調整の特例</p> <p>一 (同左)</p> <p>二 調整対象職員又はこの項の規定の適用がないものとした場合の復職時調整ができる日における号俸の号数が、平成21年1月1日から同年9月30日までの期間に係る第一の第2項第2号に規定する調整数について同号に規定する標準号俸数の号数及び号俸数に相当する数並びに同項第3号に規定する算定の基礎となる号数（当該号数が0となる場合を除く。）がこれらの号数及び数にそれぞれ1を加えて得た数であったものとして調整された号俸の号数を下回ることとなる職員（平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日において、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職</p>

級が2級又は3級であるもの及び当該職員以外の職員でその職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。)に限る。)の休職等の期間であって、その一部又は全部が平成21年1月1日から同年9月30日までの間にあるものに係る平成23年4月1日以後の復職時調整における前項の規定により読み替えて適用する第一の第2項の規定の適用については、前項中「同項第2号中」とあるのは「同項第2号中「号数」とあるのは「号数(当該算定期間に係る評価終了日が平成21年9月30日である場合にあっては、当該標準号俸数の号数に1を加えて得た数)」と、」と、「9月)」とあるのは「9月)」と、「相当する数」とあるのは「相当する数(当該算定期間に係る評価終了日が平成21年9月30日である場合にあっては、当該相当する数に1を加えて得た数)」と、同項第3号中「算定の基礎となる号数」とあるのは「算定の基礎となる号数(当該算定期間に係る評価終了日が平成21年9月30日である場合(当該号数が0となる場合を除く。))にあっては、当該号数に1を加えて得た数)」とする。

9 (略)

10 平成29年改正法附則第3条第1項の規定により号俸を1号俸上位の号俸とされた職員等に係る復職時調整の特例

一 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第77号)附則第3条第1項の規定により号俸を1号俸上位の号俸とされた職員(次号において「平成30年調整対象職員」という。)の休職等の期間であって、その初日が平成26年10月1日から平成30年3月31日までの間にあるものに係る同年4月1日以後の復職時調整における第一の第2項第1号の規定の適用については、同号中「基準号俸の号数」とあるのは、「基準号俸の号数に1を加えて得た数」とする。

二 平成30年調整対象職員又はこの項の規

員でその職務の級が2級又は3級であるもの及び当該職員以外の職員でその職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。)に限る。)の休職等の期間であって、その一部又は全部が平成21年1月1日から同年9月30日までの間にあるものに係る平成23年4月1日以後の復職時調整における前項の規定により読み替えて適用する第一の第2項の規定の適用については、前項中「同項第2号中」とあるのは「同項第2号中「号数」とあるのは「号数(当該算定期間に係る評価終了日が平成21年9月30日である場合にあっては、当該標準号俸数の号数に1を加えて得た数)」と、」と、「9月)」とあるのは「9月)」と、「相当する数」とあるのは「相当する数(当該算定期間に係る評価終了日が平成21年9月30日である場合にあっては、当該相当する数に1を加えて得た数)」と、同項第3号中「算定の基礎となる号数」とあるのは「算定の基礎となる号数(当該算定期間に係る評価終了日が平成21年9月30日である場合(当該号数が0となる場合を除く。))にあっては、当該号数に1を加えて得た数)」とする。

9 (同左)

(新設)

定の適用がないものとした場合の復職時調整ができる日における号俸の号数が、平成25年10月1日から平成26年9月30日までの期間に係る第一の第2項第2号に規定する調整数について標準号俸数の号数及び号俸数に相当する数並びに同項第3号に規定する算定の基礎となる号数（当該号数が0となる場合を除く。）がこれらの号数及び数にそれぞれ1を加えて得た数であったものとして調整された号俸の号数を下回ることとなる職員（平成30年4月1日において37歳に満たない職員（同日において、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもの及び当該職員以外の職員でその職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。）に限る。）の休職等の期間であって、その一部又は全部が平成25年10月1日から平成26年9月30日までの間にあるものに係る平成30年4月1日以後の復職時調整における第一の第2項の規定の適用については、同項第2号中「号数」とあるのは「号数（当該算定期間に係る評価終了日が平成26年9月30日である場合にあつては、当該標準号俸数の号数に1を加えて得た数）」と、「相当する数」とあるのは「相当する数（当該算定期間に係る評価終了日が平成26年9月30日である場合にあつては、当該相当する数に1を加えて得た数）」と、同項第3号中「算定の基礎となる号数」とあるのは「算定の基礎となる号数（当該算定期間に係る評価終了日が平成26年9月30日である場合（当該号数が0となる場合を除く。）にあつては、当該号数に1を加えて得た数）」とする。この場合において、当該休職等の期間が第8項第2号の規定の適用を受ける休職等の期間にも該当するときは、平成21年1月1日から同年9月30日までの期間に係る第一の第2項第2号に規定する調整数については、第8項第2号の規定の例により算定した調整数とする。